

課 班 名	衛生環境課
-------	-------

業 務 名	6) 医薬品等安全対策業務
<p>(管内の現状及び課題)</p> <p>1 医薬品等の安全確保 医薬品の販売制度が平成21年6月に改正され、リスク分類毎の陳列及び情報提供等の対応が必要になり今年度も医薬品販売業者に対し、法令遵守の徹底を図るため監視指導を強化する。</p> <p>2 血液の安定確保 平成19年度から3年連続献血目標を達成することができている。引き続き、献血者を安定的に確保するために杵岐市及び佐世保赤十字血液センターと連携して目標達成のため啓発活動を実施する。 (H13:95.6%、H14:90.3%、H15:97.5%、H16:85.7%、H17:93.0%、H18:94.0%、H19:107.6%、H20:109.3%、H21:107.9)</p>	
<p>(対策及び本年度の目標)</p> <p>1 薬事法関係 医薬品販売業者に対し、期間を定め集中的に監視指導を行う。 一斉監視(8～10月)及び許可更新調査時(6、11月) 監視目標:100%(薬局14施設、医薬品販売業8施設)</p> <p>2 毒物及び劇物取締法関係 1) 農薬危害防止運動期間中(6/15～8/14)に開催される農薬安全対策講習会(県農産園芸課主催)において「毒物及び劇物の取扱い」について講話する。また、期間中、登録業者(農業用品目)に対し、監視指導を行う。 監視目標:50% (一般13施設、農業用品目5施設、特定品目1施設) 2) 警察署及び消防署と合同で危険物(毒物・劇物)運搬車両の指導取締りを行う(11月)。</p> <p>3 麻薬及び向精神薬取締法関係 1) 取扱施設の対し監視指導を行う。特に、麻薬診療施設は、医療監視時(10～11月)に行う。 監視目標:50% (麻薬取扱施設数27施設) 2) 「不正大麻・けし撲滅運動」期間中(4/1～6/30)に自生けし等の早期発見について、周知及び抜去を行う。</p> <p>4 献血関係 1) 献血目標(332.2L)の達成を目指す。 2) 杵岐保健所地区献血推進連絡調整会議を開催し(6月)、杵岐市及び血液センターと連携して献血の推進を図る。 3) 杵岐市献血推進協力会への支援を行う。</p> <p>5 薬物乱用防止対策 1) 薬物乱用防止指導員協議会を開催(9月)し、関係協力団体及び指導員と連携して地域での啓発活を行う。 (「社会を明るくする運動」、各商工まつり等での街頭キャンペーン) 2) 要請に基づき、学校での薬物乱用防止教室での講話を行う。</p>	
<p>(本年度の主な事業内容と実施方針)</p> <p>1 薬事法関係 医薬品販売業者に対し、医薬品等の適正使用と安全確保のためリスク分類毎の陳列及び情報提供の対応状況について監視指導を行う。</p> <p>2 毒物及び劇物取締法関係 毒物劇物による事故等を防ぐため毒物劇物販売業者に対し、施設の構造設備及び管理状況について監視指導を行う。</p> <p>3 麻薬及び向精神薬取締法関係 1) 麻薬等に起因する事故防止のため取扱者(施設)に対し、管理状況について監視指導を行う。 2) 不正大麻・けしの早期発見及び抜去を行う。</p> <p>4 献血関係 杵岐市及び血液センターと連携し、献血協力団体への協力を得て移動献血車による献血(7、1月)で目標の達成を目指す。</p> <p>5 薬物乱用防止対策 薬物乱用防止指導員協議会の活動を中心に地域の特性に応じた啓発活動を実施する。</p>	

業 務 名	7) 廃棄物対策業務
<p>(管内の現状及び課題)</p> <p>1 一般廃棄物関係</p> <p>1) 壱岐市が設置する一般廃棄物処理施設が10施設。 し尿処理施設:4施設、ごみ処理施設:3施設、最終処分場:3施設</p> <p>2) 長崎県ごみ処理広域化計画に基づき一般廃棄物処理施設の集約化が必要となった。</p> <p>2 産業廃棄物関係 産業廃棄物収集運搬業者:17業者、産業廃棄物処分業者:9業者 特別管理産業廃棄物収集運搬業者:2業者</p> <p>3 不法投棄関係 不法投棄対策については、廃棄物適正処理推進指導員によるパトロールを実施し、不法投棄等の防止に努めているが、跡を絶たない状況である。</p>	
<p>(対策及び本年度の目標)</p> <p>1 一般廃棄物関係</p> <p>1) 一般廃棄物処理施設に立入検査を実施し、施設の維持管理及び廃棄物の適正処理について指導を行う。 立入目標数:10施設(10施設×1回/年)</p> <p>2) 壱岐市に対し一般廃棄物の処理に関する助言を行う。</p> <p>2 産業廃棄物関係 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に立入検査を実施し、適正処理の指導を行う。 監視目標数:168件(28業者×6回/年)</p> <p>3 不法投棄関係 不法投棄対策については、パトロールを実施し、不法投棄等の防止、早期発見、撤去指導に努める。投棄者が判明した産業廃棄物については、100%の改善(撤去)を目指す。</p> <p>4 壱岐振興局建設部局と合同で建設リサイクル法に係るパトロールを実施する。 実施回数:年2回(5,10月)</p> <p>5 自動車リサイクル法関係許可業者(解体業者、破碎業者)に、立入検査を実施し、適正処理の指導を行う。 立入目標数:12件(12業者×1回/年)</p> <p>6 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に係る指定地区の巡回指導等を実施する。 巡回指導回数 週1回</p> <p>7 幡鉾川水質汚濁調査会議を開催し、水質汚濁原因の調査及び環境基準点の水質検査を実施する。 会議開催回数 1回/年、環境基準点(津合橋)の水質検査回数 12回/年</p>	
<p>(本年度の主な事業内容と実施方針)</p> <p>1 一般廃棄物関係</p> <p>1) 一般廃棄物処理施設への計画的な立入検査を実施し、適正処理等の指導を行う。</p> <p>2) 一般廃棄物の適正処理や減量化に関する助言を行う。</p> <p>2 産業廃棄物関係 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に立入検査を実施し、適正処理の指導を行う。</p> <p>3 不法投棄関係</p> <p>1) 計画的な不法投棄パトロールの実施し、不適正処理の早期発見及び不法投棄物の撤去指導を行う。</p> <p>2) 不法投棄等監視合同パトロール(6月)を実施し、関係機関(海上保安署、警察署、壱岐市、県振興局建設部)との連携を図る。</p> <p>3) クリーンアップ事業(業者委託)を実施する。 原因者不明につき責任の追及ができず、未撤去のまま放置されている不法投棄物の撤去・処分を行う。</p> <p>4 建設リサイクル法関係 壱岐振興局建設部局と合同パトロールを実施する。</p> <p>5 自動車リサイクル法関係</p> <p>1) 解体及び破碎業者への計画的な立入検査を実施し、適正処理の指導を行う。</p> <p>2) 放置自動車の所有者に対し、放置自動車のリサイクル推進を促す。</p> <p>6 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に係る指定地区4ヶ所(原の辻遺跡、掛木古墳、鬼の窟古墳、猿岩自然公園地区)について、週1回のパトロールを実施する。</p> <p>7 幡鉾川水質汚濁調査会議 水質検査の分析結果報告、並びに壱岐振興局及び壱岐市の水質汚濁防止対策の取り組み状況等の報告を行い、水質汚濁の原因及び対策について継続した協議を行う。</p>	

業務名	8) 生活衛生対策業務							
(管内の現状及び課題)								
1 生活衛生施設の衛生確保								
1)生活衛生営業施設数 (H21年度末)								
種別	旅館	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング所	興行場	特定建築物	合計
施設数	88	21	54	73	14	1	6	257
2)旅館業法及び公衆浴場法における許可施設において、レジオネラ属菌による感染症の発生予防の為に自主的な衛生管理が十分に徹底されていない状況にあり立入検査等による指導強化を図る必要がある。								
2 温泉関係								
1)当所管内は、温泉法に基づく温泉利用許可施設が31施設ある。								
2)温泉法改正、平成20年10月1日施行に伴い、可燃性天然ガスにより事故防止のための制度が新たに設けられ、温泉採取事業者は、可燃性天然ガス濃度確認または温泉採取許可を受けることが必要となり、可燃性天然ガス濃度が基準値以下の場合、平成21年3月31日まで(経過措置)に温泉法第14条の5第1項の規定に基づく可燃性ガス濃度について、災害防止措置が必要ない旨の知事の確認を受ける必要があったが、可燃性天然ガス濃度確認申請が完了していない事業者がいる。								
(対策及び本年度の目標)								
1 生活衛生施設の衛生確保								
1)許可対象施設の立入を計画的に実施し、構造設備及び衛生管理について、監視指導を行う。 生活衛生営業施設監視目標:3年間で100%								
2)特に旅館及び公衆浴場については、浴槽水等の維持管理の徹底について監視指導及び講習会を行う。								
2 温泉関係施設監視								
温泉採取場所及び温泉利用施設に対し、監視指導を行い、改正温泉法に関して周知し、温泉の掘削(増掘)動力装置の設置、可燃性ガスに対する安全対策並びに温泉利用等許可申請等の手続きの適正化を図る。								
(本年度の主な事業内容と実施方針)								
1 生活衛生施設の衛生確保								
1)理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館及び興行場に対し、衛生管理等について監視指導を行う。								
2)公衆浴場、入浴施設を有する旅館への監視指導の強化及び講習会を開催し、浴槽水の安全の確保のためにレジオネラ対策等の徹底を図る。(平成22年度重点事業として取り組む)								
2 特定建築物の衛生確保								
建築物の衛生的環境の維持管理状況について、随時、監視指導を行う。(施設数:6)								
3 水道施設の衛生確保								
1)上水道及び簡易水道施設の維持管理状況について、監視指導を行う。								
2)水道水源の水質調査{水質管理目標設定項目及びクリプトスポリジウム(原虫)}を行う。								
4 遊泳用プールの衛生管理								
施設の安全管理及び水質等の衛生管理状況について、7～8月に監視指導を行う。								
5 衛生優良店の公示								
営業施設の衛生管理の向上推進のため「長崎県衛生優良店公示要綱」に基づき、営業施設の調査を行い審査会を開催し、衛生優良店として表彰する。								
6 温泉関係								
温泉採取場所及び温泉利用施設に対し、監視指導を行い、法令に基づく手続きの適正化を図る。								

業 務 名	9) 浄化槽対策業務
<p>(管内の現状及び課題)</p> <p>1 浄化槽は、し尿および生活排水を処理することによって、公共用水域等の水質汚濁を防止し、生活環境を保全することが目的であり、設置者は浄化槽法に基づき適正に保守・管理しなければならない。しかしながら、無届の設置や浄化槽を適正に管理できていない設置者(管理者)が存在している。</p> <p>無届の設置 : 1件(平成21年度)</p> <p>浄化槽を適正に管理できていない(法定検査不適正)設置者: 54件(平成21年度)</p>	
<p>(対策及び本年度の目標)</p> <p>1 適正管理対策</p> <p>生活排水による水質汚濁防止対策として合併処理浄化槽の推進を図るとともに、法定検査不適正の浄化槽設置者(管理者)並びに浄化槽保守点検業者への指導を実施する。</p>	
<p>(本年度の主な事業内容と実施方針)</p> <p>1 不適正浄化槽等に対する指導</p> <p>1) 法定検査不適正の浄化槽設置者(管理者)及び法定検査未受験者に対して文書指導並びに立入調査による指導を実施する。</p> <p>2) 浄化槽保守点検業者に対して立入調査による指導を実施する。</p>	

業 務 名	10) 環境保全対策業務
(管内の現状及び課題)	
<p>1 環境監視</p> <p>1) 大気汚染 平成19年4月当地区に大気汚染監視測定局が開設された。 光化学オキシダントの注意報の発令状況 平成20年度:なし、平成21年度:1回(H21年5月8日)</p> <p>2) 公共用水域 平成21年度の測定結果は海域・河川共に環境基準を達成した。 幡鉾川は、平成17、18、19年度と環境基準(BOD)を超過し、県内ワースト1であったことから水質汚濁の進行が懸念された。平成20、21年度は環境基準を達成したが、予断を許さない状況である。</p> <p>2 工場・事業場監視指導等</p> <p>1) 大気汚染防止法関係 ばい煙発生施設:27施設、粉じん発生施設:18施設</p> <p>2) 水質汚濁防止法関係 特定施設:317施設</p> <p>3) ダイオキシン特別措置法関係 特定施設:9施設</p> <p>3 杵岐市地球温暖化防止対策協議会への協力・支援 杵岐市地球温暖化防止対策協議会は平成21年3月10日に設置され、杵岐地区の地球温暖化防止対策を推進している。地球温暖化防止対策を推進するため、同協議会の活動に協力・支援を行っている。</p>	
(対策及び本年度の目標)	
<p>1 環境監視</p> <p>1) 大気汚染 光化学オキシダント注意報発令の場合、早急に情報を関係機関に発信し、地域住民への周知を図る。</p> <p>2) 公共用水域</p> <p>(1) 河川2地点、海域3地点において、公共用水域の環境基準の達成状況について、長崎県公共用水域測定計画に基づき定期的に水質調査を行う。</p> <p>(2) 4海水浴場(5地点)において、水浴場の水質について、海水浴場水質測定計画に基づき遊泳前及び遊泳中に調査し、水質の判定を行う。</p> <p>(3) 幡鉾川の水質汚濁については、対策を含めた幡鉾川水質汚濁調査会議の開催を継続する。</p> <p>2 工場・事業場監視指導</p> <p>1) 大気汚染防止法関係 施設監視目標数及び監視率 ばい煙発生施設数 27、目標監視数 14、目標監視率 50% 粉じん発生施設数 18、目標監視数 9、目標監視率 50%</p> <p>2) 水質汚濁防止法関係 施設監視目標数及び監視率 有害物質・排水基準適用特定事業場数 11、目標監視数 11、目標監視率 100% 排水基準適用外特定事業場数 306、目標監視数 62、目標監視率 20%</p> <p>3)ダイオキシン類対策特別措置法関係 施設監視目標数及び監視率 特定施設数 9、目標監視数 9、目標監視率 100%</p>	

(本年度の主な事業内容と実施方針)

1 環境監視

1) 大気汚染

光化学オキシダント注意報発令の場合、早急に関係機関(壱岐医師会および壱岐市民病院)に情報を発信する。

2) 公共用水域

(1) 公共用水域水質調査

環境基準の達成状況について監視を行うため、水質測定計画に基づき河川2地点・海域3地点の水質調査を行う。

(2) 海水浴場水質調査

快適環境を守るため、4海水浴場の水質調査を行う。

(3) 幡鉾川の水質汚濁については、対策を含めた幡鉾川水質汚濁調査会議の開催を継続する。

2 工場・事業場監視指導

大気汚染防止法、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく監視指導を行う。

3 壱岐市地球温暖化防止対策協議会への協力・支援

壱岐地区の地球温暖化防止対策を推進するため、壱岐市地球温暖化防止対策協議会に参加し、地球温暖化防止活動教室などの活動に協力・支援を行う。

業務名		11) 食品衛生対策業務			
(管内の現状及び課題)					
1 食品関係施設(平成21年度末現在)					
業種	施設数	業種	施設数	業種	施設数
法律対象施設		食肉販売業	88	条例対象施設	
飲食店営業	364	食肉製品製造業	1	魚介類加工業	100
菓子製造業	61	みそ製造業	5	魚介類販売業	4
魚介類販売業	83	醤油製造業	1		
魚介類せり売営業	3	ソース製造業	1	小計	104
魚肉ねり製品製造業	7	酒類製造業	9	学校給食施設	19
食品の冷凍冷蔵業	8	豆腐製造業	8	病院等給食施設	10
喫茶店営業	12	納豆製造業	1	事業所等給食施設	11
あん類製造業	3	めん類製造業	3	その他給食施設	1
アイスクリーム類製造業	7	そうざい製造業	32		
乳類販売業	118	清涼飲料水製造業	2		
食肉処理業	3	氷雪製造業	3		
		小計	823	小計	41
				合計	968
2 食中毒発生の未然防止					
管内において、平成22年1月 食中毒事件1件(飲食店(簡易宿所))発生。本年度は発生0件を目指す。					
(対策及び本年度の目標)					
1 平成22年度長崎県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導及び収去検査の実施					
監視指導計画件数 874 件					
収去検査計画件数 80 件					
2 食中毒発生防止を目的として、旅館等の宿泊施設及び飲食店に対する重点的な監視					
(本年度の主な事業内容と実施方針)					
1 食品営業施設等の許認可及び監視指導					
1) 食品衛生法及び長崎県食品衛生に関する条例(以後、条例)に基づき、許可基準等について事前指導を行い、許可処理業務を行う。					
2) 食品営業施設等の監視目標を設定し、計画的に実施する。					
(1) 監視対象					
・ 食品衛生法及び条例に基づく許可施設					
・ 上記許可施設以外の食品営業施設及び集団給食施設					
(2) 監視重点項目					
・ 条例に基づく管理運営基準の遵守					
・ 収去検査等による検証及び指導					
2 食中毒防止対策及び食品衛生思想の啓発					
1) 春期、夏期、年末における食品等の一斉取締り					
2) 食中毒注意報発令時における関係機関への注意喚起					
3) 食品衛生指導員との巡回指導、及び食品衛生週間における広報パレード等の食品衛生啓発事業の実施					
4) 食品衛生責任者講習会及び各種衛生講習会への講師派遣					

業務名 12) 狂犬病予防対策業務 動物愛護管理対策業務									
(管内の現状及び課題)									
1 狂犬病予防事業実施状況(平成21年度実績)									
登録頭数	新規登録頭数	予防注射頭数	捕獲頭数	返還頭数	引取犬回収頭数	犬処分頭数	咬傷犬届出数	引取猫回収頭数	猫処分頭数
1,501	132	902	46	7	146	181	2	146	146
2 狂犬病の発生を予防し、犬等の動物による人的危害・財産侵害を防止するために野犬等の捕獲を行ってお捕獲頭数は年々減少しているが、咬傷事故等の恐れがある野犬のうろつき等の苦情相談は多い。									
3 動物愛護の観点から、飼い犬等の安易な遺棄、あるいはそれに伴う野犬の増加を防ぐ目的で、やむを得ず飼育できなくなった犬・猫の引取を行い、飼い主に対する適正飼育等を啓発している。犬及び猫の引取頭数については、年々減少傾向にあるが、経済的な理由等から避妊措置ができずに生まれたばかりの子犬・子猫の引取事例が多い状況である。									
(対策及び本年度の目標)									
1 動物愛護イベント等により適正飼育等の普及啓発を行う。									
2 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、保護動物(所有権不明の生後91日未満犬および猫、あるいは負傷した愛玩動物)について、杵岐市と連携し、公示等による返還等の機会を拡大する。									
3 動愛法に基づく引取りを有料で行い、動物の飼養継続、第三者への譲渡及び不妊、去勢の措置がなされるよう指導及び助言の徹底を図り、処分頭数の減少を目指す。									
(本年度の主な事業内容と実施方針)									
1 狂犬病予防対策事業									
1) 杵岐市と連携し、飼い犬の登録及び狂犬病予防注射実施の推進									
2) 杵岐市と連携した野犬及び違反犬捕獲業務の実施									
3) 咬傷事故調査及び再発防止のための指導									
2 動物の愛護及び管理事業									
1) 杵岐市と連携し、不適正飼養者の指導									
2) 動愛法改正に基づく動物取扱業者の監視指導									
3) 動愛法に基づき犬及び猫の引き取りを実施し、適正飼養の指導・助言									
4) 迷い犬、保護犬の飼い主捜しのための情報提供									
5) 里親登録制度の推進									